

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・保安林の指定施業要件の変更予定通知の宛先人不明について（2件）	林 政 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（4件）	//
・一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）	漁 業 振 興 課
・一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
・落札者等	教 育 環 境 整 備 課
・落札者等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公安委員会告示	
・地域交通安全活動推進委員の辞職の承認	交 通 企 画 課
◎ 選挙管理委員会告示	
・長崎県選挙関係事務執行規程の一部改正	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室

告 示

長崎県告示第494号

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（令和7年1月28日長崎県告示第38号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を五島市役所において掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 所在不分明の森林所有者

住所 兵庫県神戸市兵庫区里山町649-4 ひよどりハイツ102

氏名 藤原 利之

2 通知の要旨

変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年1月28日長崎県告示第38号によること。

長崎県告示第495号

指定施業要件変更予定保安林に関する通知（令和7年1月28日長崎県告示第38号）に係る森林所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新上五島町役場において掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 所在不明の森林所有者

- (1) 住所 南松浦郡新上五島町網走郷646-3
氏名 下谷 丈太郎
- (2) 住所 南松浦郡新上五島町網走郷647
氏名 下谷 キクエ

2 通知の要旨

変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年1月28日長崎県告示第38号によること。

長崎県告示第496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 雲仙千々石線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市千々石町庚字上通山4763番23地先から 雲仙市千々石町庚字上通山4763番15地先まで	前	16.4～36.1	67.0	
	後	16.4～34.1	67.0	

長崎県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 郷ノ浦沼津勝本線	壱岐市郷ノ浦町里触字國分岳617番1地先から 壱岐市郷ノ浦町里触字保木山204番1地先まで	令和7年10月10日

長崎県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 雲仙千々石線	雲仙市千々石町庚字上通山4763番23地先から 雲仙市千々石町庚字上通山4763番15地先まで	令和7年10月10日

長崎県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町富江字新町184番1地先から 五島市富江町富江字新町184番3地先まで	令和7年10月10日

長崎県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町富江字新町100番13地先から 五島市富江町富江字西新町2番1地先まで	令和7年10月10日

長崎県告示第501号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---|---------|---------------------------|----|
| ① | 7入札第95号 | 生徒用・指導用端末（特別支援学校・長崎・西海地区） | 1式 |
| ② | 7入札第96号 | 生徒用・指導用端末（特別支援学校・県北地区） | 1式 |
| ③ | 7入札第97号 | 生徒用・指導用端末（特別支援学校・県央地区） | 1式 |
| ④ | 7入札第98号 | 生徒用・指導用端末（特別支援学校・島原地区） | 1式 |
| ⑤ | 7入札第99号 | 生徒用・指導用端末（特別支援学校・五島・壱岐地区） | 1式 |

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号いずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和7年10月23日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買

入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県壱岐市芦辺町諸吉本村触1804番地21

酒井 一彦

長崎県壱岐市芦辺町諸吉本村触1804番地55

平田 兼之

(2) 加入区

壱岐東部加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

壱岐東部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県壱岐市芦辺町諸吉本村触1342番地14

壱岐東部漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県平戸市大久保町1537番地 1
吉田 勝彦
長崎県平戸市田助町203番地
三輪 昭夫
- (2) 加入区
平戸加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
平戸市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県平戸市宮の町655番地13
平戸市漁業協同組合

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量

①	7 入札第95号 生徒用・指導用端末（特別支援学校・長崎・西海地区）	1 式
②	7 入札第96号 生徒用・指導用端末（特別支援学校・県北地区）	1 式
③	7 入札第97号 生徒用・指導用端末（特別支援学校・県央地区）	1 式
④	7 入札第98号 生徒用・指導用端末（特別支援学校・島原地区）	1 式
⑤	7 入札第99号 生徒用・指導用端末（特別支援学校・五島・壱岐地区）	1 式
- (2) 購入物品の特質等
仕様書による。
- (3) 納入期限
令和8年2月27日
- (4) 納入場所及び条件
仕様書による。
- (5) 入札の方法
前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 契約方法
電子契約又は書面契約（選択方式）

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設

備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（名称）長崎県出納局物品管理室

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和7年10月23日17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和7年11月20日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和7年11月6日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟1階入札室

（期日）令和7年11月21日10時00分 開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

（受領期限）令和7年11月20日 17時00分（必着）

（提出先）長崎県出納局物品管理室

（その他）郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場

合

イ 入札書開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (21) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する

協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Student and teaching devices (Special needs school, Nagasaki and Saikai area), 1 set
- ② Student and teaching devices (Special needs school, Northern area), 1 set
- ③ Student and teaching devices (Special needs school, Prefectural central area), 1 set
- ④ Student and teaching devices (Special needs school, Shimabara area), 1 set
- ⑤ Student and teaching devices (Special needs school, Goto and Iki area), 1 set

(2) Delivery period:

February 27, 2026

(3) Delivery place:

- ① Prefectural special needs schools in Nagasaki and Saikai area
- ② Prefectural special needs schools in Northern area
- ③ Prefectural special needs schools in Prefectural central area
- ④ Prefectural special needs schools in Shimabara area
- ⑤ Prefectural special needs schools in Goto and Iki area

(4) Time-limit for tender by registered mail:

5:00 p.m. November 20, 2025

(5) Date and time for the opening of tenders:

10:00 a.m. November 21, 2025

(6) Point of Contact:

Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi, Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 借上物品の名称及び数量

県立高等学校一人一台端末用 Windows10 ESUプログラムライセンス
25,517ライセンス

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県教育庁教育環境整備課（県立学校管理班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-894-3323

3 契約方法

一般競争入札

4 落札決定日

令和7年9月26日

5 落札者

長崎県長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 松尾 隆宏

6 落札価格

3,802,033円（消費税及び地方消費税は含まない。）

7 入札公告日

令和7年9月16日

8 落札方式
最低価格

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 業務の名称
警察用船舶「いき」船舶定期検査整備
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県警察本部警務部会計課
〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- 3 調達方法
船舶整備
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和7年9月16日
- 6 落札者
長崎県干尽町6番地の3
前畑造船 株式会社 代表取締役 北村 與志郎
- 7 落札価格
¥72,200,000－（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 8 入札公告日
令和7年7月29日
- 9 落札方式
最低価格

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第31号

長崎県地域交通安全活動推進委員及び長崎県地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成17年長崎県公安委員会規則第8号）第7条の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の辞職を承認したので、同規則第8条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月10日

長崎県公安委員会委員長 森 拓二郎

辞職を承認した者

氏 名	活 動 区 域	辞職を承認した日
本 多 スミ子	長崎警察署の管轄区域	令和7年9月30日

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第44号

長崎県選挙関係事務執行規定（平成12年長崎県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月10日

長崎県選挙管理委員会

委員長 渡邊 敏則

改正後	改正前																																															
（ポスターの掲示開始日及び方法） 第30条 公職の候補者は当該選挙の期日の公示又は告示のあった日から掲示場にポスター（<u>法第143条第1項第5号</u>の規定による選挙運動のために使用するポスターをいう。以下この節において同じ。）を掲示することができる。この場合において、当該公職の候補者のポスターをはることができる箇所は、第28条第3項の規定により表示された番号のうち、当該公職の候補者の候補者届出受理の番号と同一の番号が付された区画とする。 別記第1号様式（選挙長等の印）（第3条関係） 衆議院小選挙区選出議員選挙用 <table><tr><td>長 崎 県 第 一 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 第 二 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 第 三 区 選 挙 長</td></tr></table> 衆議院比例代表選出議員選挙用 <table><tr><td>長 崎 県 衆議院選挙 分 会 長</td></tr></table> 参議院長崎県選挙区選出議員選挙用 <table><tr><td>長 崎 県 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 長</td></tr></table> 参議院比例代表選出議員選挙用 <table><tr><td>長 崎 県 参議院選挙 分 会 長</td></tr></table> 長崎県知事選挙用 <table><tr><td>長 崎 県 知 事 選 挙 長</td></tr></table> 長崎県議会議員選挙用 <table><tr><td>長 崎 県 長 崎 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長崎県佐世保 市・北松浦郡 選挙区選挙長</td><td>長 崎 県 島 原 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 諫 早 市 選 挙 区 選 挙 長</td></tr><tr><td>長 崎 県 大 村 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 平 戸 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 松 浦 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 対 馬 市 選 挙 区 選 挙 長</td></tr><tr><td>長 崎 県 壱 岐 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 五 島 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 西 海 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 雲 仙 市 選 挙 区 選 挙 長</td></tr><tr><td>長崎県南島 原市選挙区 選 挙 長</td><td>長崎県西彼 杵郡選挙区 選 挙 長</td><td>長崎県東彼 杵郡選挙区 選 挙 長</td><td>長崎県南松 浦郡選挙区 選 挙 長</td></tr></table>	長 崎 県 第 一 区 選 挙 長	長 崎 県 第 二 区 選 挙 長	長 崎 県 第 三 区 選 挙 長	長 崎 県 衆議院選挙 分 会 長	長 崎 県 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 長	長 崎 県 参議院選挙 分 会 長	長 崎 県 知 事 選 挙 長	長 崎 県 長 崎 市 選 挙 区 選 挙 長	長崎県佐世保 市・北松浦郡 選挙区選挙長	長 崎 県 島 原 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 諫 早 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 大 村 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 平 戸 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 松 浦 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 対 馬 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 壱 岐 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 五 島 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 西 海 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 雲 仙 市 選 挙 区 選 挙 長	長崎県南島 原市選挙区 選 挙 長	長崎県西彼 杵郡選挙区 選 挙 長	長崎県東彼 杵郡選挙区 選 挙 長	長崎県南松 浦郡選挙区 選 挙 長	（ポスターの掲示開始日及び方法） 第30条 公職の候補者は当該選挙の期日の公示又は告示のあった日から掲示場にポスター（<u>法第143条第1項第4号</u>の3の規定による<u>個人演説会告知用ポスター</u>及び同項第5号の規定による選挙運動のために使用するポスターをいう。以下この節において同じ。）を掲示することができる。この場合において、当該公職の候補者のポスターをはることができる箇所は、第28条第3項の規定により表示された番号のうち、当該公職の候補者の候補者届出受理の番号と同一の番号が付された区画とする。 別記第1号様式（選挙長等の印）（第3条関係） 衆議院小選挙区選出議員選挙用 <table><tr><td>長 崎 県 第 一 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 第 二 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 第 三 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 第 四 区 選 挙 長</td></tr></table> 衆議院比例代表選出議員選挙用 <table><tr><td>長 崎 県 衆議院選挙 分 会 長</td></tr></table> 参議院長崎県選挙区選出議員選挙用 <table><tr><td>長 崎 県 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 長</td></tr></table> 参議院比例代表選出議員選挙用 <table><tr><td>長 崎 県 参議院選挙 分 会 長</td></tr></table> 長崎県知事選挙用 <table><tr><td>長 崎 県 知 事 選 挙 長</td></tr></table> 長崎県議会議員選挙用 <table><tr><td>長 崎 県 長 崎 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長崎県佐世保 市・北松浦郡 選挙区選挙長</td><td>長 崎 県 島 原 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 諫 早 市 選 挙 区 選 挙 長</td></tr><tr><td>長 崎 県 大 村 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 平 戸 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 松 浦 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 対 馬 市 選 挙 区 選 挙 長</td></tr><tr><td>長 崎 県 壱 岐 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 五 島 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 西 海 市 選 挙 区 選 挙 長</td><td>長 崎 県 雲 仙 市 選 挙 区 選 挙 長</td></tr><tr><td>長崎県南島 原市選挙区 選 挙 長</td><td>長崎県西彼 杵郡選挙区 選 挙 長</td><td>長崎県東彼 杵郡選挙区 選 挙 長</td><td>長崎県南松 浦郡選挙区 選 挙 長</td></tr></table>	長 崎 県 第 一 区 選 挙 長	長 崎 県 第 二 区 選 挙 長	長 崎 県 第 三 区 選 挙 長	長 崎 県 第 四 区 選 挙 長	長 崎 県 衆議院選挙 分 会 長	長 崎 県 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 長	長 崎 県 参議院選挙 分 会 長	長 崎 県 知 事 選 挙 長	長 崎 県 長 崎 市 選 挙 区 選 挙 長	長崎県佐世保 市・北松浦郡 選挙区選挙長	長 崎 県 島 原 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 諫 早 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 大 村 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 平 戸 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 松 浦 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 対 馬 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 壱 岐 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 五 島 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 西 海 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 雲 仙 市 選 挙 区 選 挙 長	長崎県南島 原市選挙区 選 挙 長	長崎県西彼 杵郡選挙区 選 挙 長	長崎県東彼 杵郡選挙区 選 挙 長	長崎県南松 浦郡選挙区 選 挙 長
長 崎 県 第 一 区 選 挙 長	長 崎 県 第 二 区 選 挙 長	長 崎 県 第 三 区 選 挙 長																																														
長 崎 県 衆議院選挙 分 会 長																																																
長 崎 県 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 長																																																
長 崎 県 参議院選挙 分 会 長																																																
長 崎 県 知 事 選 挙 長																																																
長 崎 県 長 崎 市 選 挙 区 選 挙 長	長崎県佐世保 市・北松浦郡 選挙区選挙長	長 崎 県 島 原 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 諫 早 市 選 挙 区 選 挙 長																																													
長 崎 県 大 村 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 平 戸 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 松 浦 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 対 馬 市 選 挙 区 選 挙 長																																													
長 崎 県 壱 岐 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 五 島 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 西 海 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 雲 仙 市 選 挙 区 選 挙 長																																													
長崎県南島 原市選挙区 選 挙 長	長崎県西彼 杵郡選挙区 選 挙 長	長崎県東彼 杵郡選挙区 選 挙 長	長崎県南松 浦郡選挙区 選 挙 長																																													
長 崎 県 第 一 区 選 挙 長	長 崎 県 第 二 区 選 挙 長	長 崎 県 第 三 区 選 挙 長	長 崎 県 第 四 区 選 挙 長																																													
長 崎 県 衆議院選挙 分 会 長																																																
長 崎 県 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 長																																																
長 崎 県 参議院選挙 分 会 長																																																
長 崎 県 知 事 選 挙 長																																																
長 崎 県 長 崎 市 選 挙 区 選 挙 長	長崎県佐世保 市・北松浦郡 選挙区選挙長	長 崎 県 島 原 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 諫 早 市 選 挙 区 選 挙 長																																													
長 崎 県 大 村 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 平 戸 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 松 浦 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 対 馬 市 選 挙 区 選 挙 長																																													
長 崎 県 壱 岐 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 五 島 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 西 海 市 選 挙 区 選 挙 長	長 崎 県 雲 仙 市 選 挙 区 選 挙 長																																													
長崎県南島 原市選挙区 選 挙 長	長崎県西彼 杵郡選挙区 選 挙 長	長崎県東彼 杵郡選挙区 選 挙 長	長崎県南松 浦郡選挙区 選 挙 長																																													

第20号様式（ビラ作成証明書等の様式）（第20条関係）
（その1）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行（何選挙選挙区）

候補者氏名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 ビラ作成業者が長崎県に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、長崎県に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

(ア) 長崎県知事選挙の場合

130,000枚

(イ) 長崎県議会議員選挙の場合

16,000枚

(2) 限度額

(ア) 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

8円38銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

(イ) 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{419,000円 + 5円62銭 \times (当該作成枚数 - 50,000枚)}{当該作成枚数} = 単価（1銭未満の端数は切上げ）$$

単価×当該作成枚数＝限度額

第20号様式（ビラ作成証明書等の様式）（第20条関係）
（その1）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行（何選挙選挙区）

候補者氏名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 ビラ作成業者が長崎県に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、長崎県に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

(ア) 長崎県知事選挙の場合

145,000枚

(イ) 長崎県議会議員選挙の場合

16,000枚

(2) 限度額

(ア) 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

7円73銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

(イ) 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{386,500円 + 5円18銭 \times (当該作成枚数 - 50,000枚)}{当該作成枚数} = 単価（1銭未満の端数は切上げ）$$

単価×当該作成枚数＝限度額

(その2)

ポ ス タ ー 作 成 証 明 書	
次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。	
何年何月何日	
何年何月何日執行何選挙 (何選挙区) 候補者 氏 名	
記	
ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	
備考	
1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。 2 ポスター作成業者が、長崎県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、長崎県に支払を請求することはできません。 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 枚数 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数×2 (2) 限度額 (ア) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500以下の場合 $\frac{316,250円 + 586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$ (1円未満の端数は切り上げ) (イ) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500を超える場合 $\frac{609,690円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$ (1円未満の端数は切り上げ) 単価×確認された作成枚数＝限度額	

(その2)

ポ ス タ ー 作 成 証 明 書	
次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。	
何年何月何日	
何年何月何日執行何選挙 (何選挙区) 候補者 氏 名	
記	
ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	
備考	
1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。 2 ポスター作成業者が、長崎県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、長崎県に支払を請求することはできません。 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 (1) 枚数 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数×2 (2) 限度額 (ア) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500以下の場合 $\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$ (1円未満の端数は切り上げ) 単価×確認された作成枚数＝限度額 (イ) 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）のポスター掲示場数が500を超える場合 $\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$ (1円未満の端数は切り上げ) 単価×確認された作成枚数＝限度額	

第21号様式（請求書の様式）（第21条関係）
（その2）
（別紙）

請 求 内 訳 書
(ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
単価 A	枚数 B	金 額 C (A×B)	単価 D	枚数 E	金 額 F (D×E)	単価 G	枚数 H	金 額 I (G×H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考
1 D欄には、次により算出した額を記載してください。
ア 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
8円38銭
イ 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
 $\frac{419,000円 + 5円62銭 \times (当該作成枚数 - 50,000枚)}{当該作成枚数}$ 1 銭未満の端数は切上げ
2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第21号様式（請求書の様式）（第21条関係）
（その2）
（別紙）

請 求 内 訳 書
(ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
単価 A	枚数 B	金 額 C (A×B)	単価 D	枚数 E	金 額 F (D×E)	単価 G	枚数 H	金 額 I (G×H)
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考
1 D欄には、次により算出した額を記載してください。
ア 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
7円73銭
イ 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
 $\frac{386,500円 + 5円18銭 \times (当該作成枚数 - 50,000枚)}{当該作成枚数}$ 1 銭未満の端数は切上げ
2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(その3)
(別紙)

請 求 内 訳 書										
選 挙 区 (選挙が行われる区域) における ポスター 掲示場数	印 刷 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	
	(A)	(B)	(A)×(B)= (C)	(D)	(E)	(D)×(E)= (F)	(G)	(H)	(G)×(H)= (I)	
簡 所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
計										

備 考

1 ポスター掲示場数の欄に、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合
$$\frac{316,250円 + 586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合
$$\frac{609,690円 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

(その3)
(別紙)

請 求 内 訳 書										
選 挙 区 (選挙が行われる区域) における ポスター 掲示場数	印 刷 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	単価	枚数	金 額	
	(A)	(B)	(A)×(B)= (C)	(D)	(E)	(D)×(E)= (F)	(G)	(H)	(G)×(H)= (I)	
簡 所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
計										

備 考

1 ポスター掲示場数の欄に、ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合
$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合
$$\frac{586,905円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示による改正後の長崎県選挙関係事務執行規程第30条の規定は、令和8年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の長崎県選挙関係事務執行規程の規定は、前項に規定するこの告示のそれぞれの施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、当該施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
田
宏
リ
ン
ト
弥